

# 〈資料〉社会教育法改正経過

編集部

公布年月日 及び法律番号	改正法律名及び主な改正内容	関係条文
24・6・10 法律207号	「社会教育法」の制定・公布	
25・5・10 法律168号	「教育委員会と地方公共団体の議会及び長との権限関係を明確化する法改正に關連して、規定の整備を行ったこと。」 「社会教育法の一部を改正する法律」による改正	18条
26・3・12 法律17号	① 社会教育主事及び社会教育主事補を法律上根拠のある職員として規定することと、都道府県については、教育委員会に必ず置くものとしたこと。 ② 社会教育主事及び社会教育主事補の職務を規定したこと。 ③ 社会教育主事の資格を定めたこと。 ④ 社会教育主事の講習について定めたこと。	新たな章の追加 9条の2追加 9条の3追加 9条の4追加 9条の5追加
27・6・6 法律168号	「文部省設置法の一部を改正する法律」による改正 ① 通信教育審議会が社会教育審議会に整理統合されたことに伴い、関係条文を整理したこと。 「青年学級振興法」による改正	51条③ 53条削除
28・8・14		

公布年月日 及び法律番号	改正法律名及び主な改正内容	関係条文
29・6・3 法律159号	① 市町村及び都道府県の教育委員会の事務として、青年学級に関する事項を加えたこと。 ② 公民館の事業に青年学級の実施を加えたこと。 ③ 公民館の事業または行為の停止について、都道府県及び市町村の教育委員会の権限を整理したこと。 ④ 学校の管理機関は、学校に対し、学校施設の利用による青年学級の実施を求めることができるものとしたこと。 「教育職員免許法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係法律の整理に關する法律」による改正	5条五追加 6条四追加 22条一追加 40条、41条 47条の2追加
31・6・30 法律163号	① 社会教育主事の資格を、改正免許法にいう教育職員に限らず、その他の教育に関する職務経験を有する者に対しても認めうるようにするため、規定を整理したこと。 「地方教育行政の組織及び運営に關する法律」の施行に伴う関係法律の整理に關する法律」による改正 ① 教育に關する条例の制定等に關する教育委員会の原案送付権が廃止されたことに伴い、関係条文を整理したこと。	9条の4二 18条②、19条③、24条②、30条⑤及び34条②削除
32・5・2 法律95号	「社会教育法の一部を改正する法律」による改正 ① 運動競技に關する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とする社会教育	附則⑥追加

公布年月日 及び法律番号	改正法律名及び主な改正内容	関係条文
34・4・30 法律158号	関係団体に対し、当分の間、国が補助金を支出することができるようにしたこと。 「社会教育法等の一部を改正する法律」による改正 ① 市町村の教育委員会の事務に青年の家の設置及び管理に關することを加えたこと。 ② 市の教育委員会には、社会教育主事及び社会教育主事補を、町村の教育委員会には、社会教育主事を必ず置くものとしたこと。 〔注〕 経過規定により、現在でも人口1万人未満の町村に於ては、社会教育主事を置かないことができる。 ③ 社会教育主事の資格を主事講習を修了し、都道府県教育委員会の認定を受けた者にも与えることとしたこと。 〔注〕 同時に従来の暫定資格を規定した条文(昭和26年法律第17号附則第6項)は、廃止された。 ④ 社会教育主事講習の実施機関を教育に關する学科または学部を有する大学に限らず、大学その他の教育機関に広げたこと。 ⑤ 社会教育主事及び社会教育主事補の研修に關して規定を設けたこと。 ⑥ 国及び地方公共団体は、あらかじめ社会教育審議会または社会教育委員の会議の意見を聞いたうえで、社会教育関係団体に対して補助金を交付できるようにしたこと。 ⑦ 市町村の社会教育委員は、青少年教育に關し、教育委員会が委嘱した特定事項について、社会教育関係団体に指導、助言できるとしたこと。 ⑧ 社会教育委員及び公民館運営審議会委員に關して、地方公共団体におかれる他の諮問機関の委員と同様の取扱いとすることを、報酬、給与の支給を禁ずる規定を削除したこと。	5条四 9条の2 9条の4追加 9条の6追加 13条 附則⑥削除 17条③追加 19条及び32条削除

公布年月日 及び法律番号	改正法律名及び主な改正内容	関係条文
36・6・17 法律145号	① 公民館に分館を設けることができることを明らかにしたこと。 ⑩ 公民館の健全な発達を図るため、文部大臣は、公民館の設置及び運営に關する基準を定めることとしたこと。 ⑪ 公民館の主事の職名及び職務を規定したこと。 ⑫ 公民館の職員の研修について規定を設けたこと。 ⑬ 2以上の公民館に一つの公民館運営審議会を置くことも可能なようにしたこと。 ⑭ 公民館に対する国の補助に關する規定を整理したこと。 「学校教育法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係法律の整理に關する法律」による改正 ① 高等専門学校制度の創設に伴い、社会教育主事の資格及び学校施設の利用に關する規定を整理したこと。 「学校教育法等の一部を改正する法律」による改正 ① 学校教育法の改正に伴い、引用条文を整理したこと。 「地方自治法の一部を改正する法律」による改正 ① 基金制度の整備等の法改正に關連して、関係条文を整理したこと。 「許可、認可等の整理に關する法律」による改正 ① 公民館の設置、廃止等の届出または報告の義務を廃止するとともに、これに關連して都道府県教育委員会の事務を整理したこと。	9条の4一、47条の2、48条② 27条①③、28条① 28条の2追加 29条① 35条 36条削除 33条、37条 6条一、25条及び26条削除
36・10・31 法律166号		
38・6・8 法律99号		
42・8・1 法律120号		
53・4・24 法律27号	「各種手数料等の改定に關する法律」による改正 ① 通信教育認定手数料の文部大臣が定め得る額の範囲を改定したこと。	52条②

(注) 表中、例えば「1条②五」は第1条第2項第五号の略。また、特に注記していないのは、部分改正である。